

令和4年7月25日

お客さま各位

長野信用金庫

しんきんカードローン契約規定等改定のお知らせ

平素より、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫では令和4年8月1日(月)から、カードローンの契約規定等を下記のとおり改定いたします。

改定後の規定等は、新たにカードローンをご契約いただくお客さまのほか、すでにご利用いただいているお客さまに対しても適用されますのでご了承ください。

記

1. 対象となるカードローンの保証会社

- (1) 信金ギャランティ株式会社
- (2) 三菱 UFJ ニコス株式会社
- (3) 株式会社ジャックス
- (4) 株式会社オリентコーポレーション

※ 一般社団法人しんきん保証基金は、令和2年4月1日付で契約規定等改定済です。

2. 契約規定等の改定内容

カードローン契約規定	・期限前の全額返済義務の事由から「 相続の開始 」を削除 ・新規貸越の停止事由に「 借主が死亡したとき 」を追加
保証委託約款	・求償権の事前行使の事由から「 相続の開始 」を削除

3. 適用日

令和4年8月1日(月)

以上